

日本語教育の課題に関するヒアリング資料

ヒアリング①

- ・ 外国人集住都市会議

氏原理恵子氏（飯田市），加藤博恵氏（大泉町）…………… 1 ページ

ヒアリング②

- ・ 岩手大学国際交流センター

松岡洋子氏…………… 2 ページ

ヒアリング③

- ・ 宇都宮大学キャリア教育・就職支援センター

末廣啓子氏…………… 7 ページ

日本語教育小委員会 課題整理に関するワーキンググループ ヒアリング資料（外国人集住都市会議）

平成 24 年 9 月 28 日

■外国人集住地域の現状と課題

- ・外国人が人口の 15% を占める外国人集住自治体（群馬県大泉町）の現状
- ・定住化が進む中での日本語に関する課題

■東日本大震災後における南米系外国人へのアンケート調査報告

（1）群馬県大泉町でのアンケート調査結果からの抜粋

- ・日本の滞在が長期化する外国人
- ・日本語の会話能力、読む能力について
- ・災害情報の収集先について 等

（2）外人集住都市会議（全 29 都市で平成 24 年 7 月実施）におけるアンケート調査結果からの抜粋

- ・日本の滞在が長期化する外国人
- ・日本語の会話能力、読む能力について
- ・災害情報の収集先について
- ・日本語能力と雇用形態
- ・日本語能力と所得の満足度、公的援助の割合
- ・地域コミュニティとの関わり
- ・ボランティアによる地域日本語教室
- ・日本語学習ニーズについて
- ・外国人生徒の進路状況と日本語教育体制について 等

■今後の日本語教育について

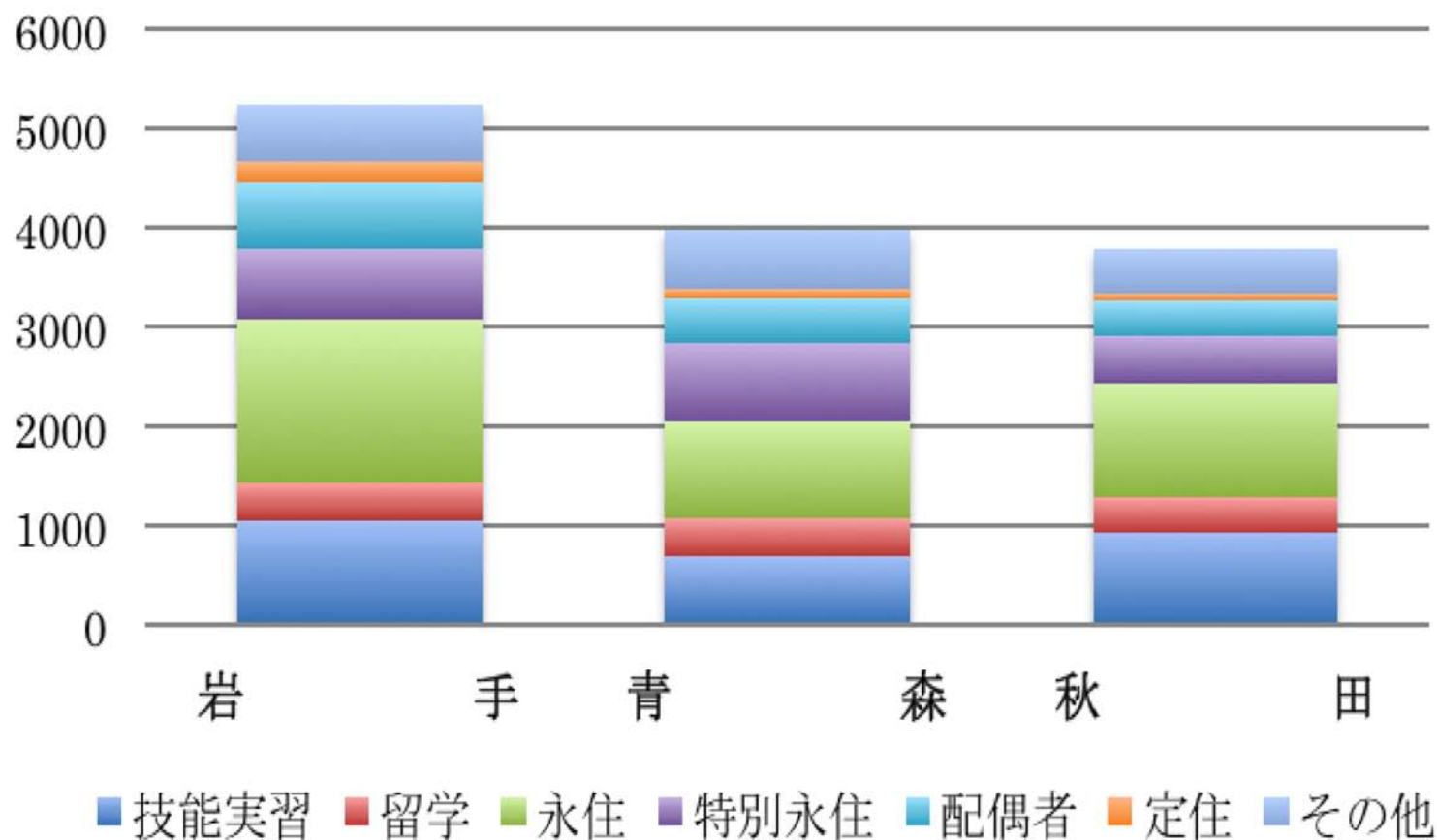
- ・災害時（緊急時）に必要となる日本語の整理と学習環境の整備、学習意識の啓発が必要
- ・日本語学習制度の保障と専門家の活動の場の創設
- ・動機付けのための優遇措置等
- ・企業における日本語教室の必要性
- ・外国人児童・生徒の授業理解と進学につながる日本語教育体制の充実と高校への支援
- ・外国人学校における日本語支援の必要性

外国人散在地域から見た 日本語教育の課題

岩手大学国際交流センター 松岡洋子

北東北3県(青森、秋田、岩手)の状況

北東北3県在留資格別登録者数



外国人散在地域の特徵ー岩手の場合

☆四国の約8割の面積に少数点在する外国人

☆農山漁業地域に結婚移住女性、実習生が点在

A.近くに教室がない。教室を作るには人が少なすぎる。

冬期は積雪、凍結のため移動が危険。

B.継続的に日本語支援に関われる人材が少ない。

(ボランティアできる社会層が少ない→今後はより深刻化?)

C.生活に追われ、日本語学習時間の確保が困難。

(仕事、家庭、子育て、行事等で多忙→生活が第一)

岩手県内の日本語教室状況

市町村	教室数	形体	料金
盛岡市	5	民間／週1回	無料～1000円／月
雫石町	1	民間協会／月2回	無料
矢巾町	1	民間／週1回	教材実費
紫波町	1	民間協会／週1回	50円／回
花巻市	1	民間／週2回	100円／月
北上市	1	協会／複数クラス有	300円／回
奥州市	1	協会／週1回	500円／回
岩手町	2	民間／月1回	無料
二戸市	1	民間／月2回	100円／回
宮古市	1	民間／週1回	無料
金ヶ崎	1	民間／月2回	200円／回
遠野市	1	民間／月2回	無料
一関市	4	民間／月2回一週1回	無料～2000円／年

日本語教室現場の悩み

- ◎無償では、若い教室支援者が継続的に活動できない。
- ◎少ない対象者だが、学習可能な時間帯が合わない。
- ◎少し日本語が話せるようになると、すぐに仕事を始めたり出産、子育てに忙しくなり学習をやめてしまう。
- ◎教室から離れたところに住んでいる人は自分で通うことができない。
- ◎何を教えていいのかわからないで活動しているので不安。もっと勉強すべきだが、時間もお金も場も不十分。
- ◎日本語を勉強するだけでは解決できない課題がある。

外国人の悩み

- ◎勉強したいが、時間がない。家族との時間、仕事で精一杯。
- ◎会話できれば、生活や仕事は何とかなるが、震災後は読み書きができずに困ったことが多い。
- ◎日本語を勉強するだけが目的では、継続して教室に通うのは難しい。相談、おしゃべり、情報収集など、いろいろなことができる場所で日本語も勉強できたらいい。
- ◎震災について語る機会があったとき、公的な場所で話す日本語ができるようになりたいと思った。
- ◎ビジネスに使える日本語を勉強したいが、場がない。

課題の整理

1. 散在地域に日本語学習単独目的の場を作る意味は？

- ・ 短い学習可能期間
- ・ 少ない学習者、少ない学習支援者
- ・ 地理的、時間的に通えない外国人の存在
- ・ 日本語学習以上に必要な支援（相談、情報など）

2. 学習内容、方法、評価を日本語教室に提示する意味は？

- ・ 地域で無償の高度な人材確保は困難。
- ・ 研修機会だけを無償で提供されても、活動につなげられない。「気持ち」だけでは持続可能性は低い。

今後への示唆

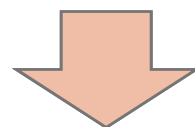
◎集住地域はシステムティックな「日本語教室」

→ドイツの統合コース方式がモデル？

◎散在地域は近隣センターで包括的支援

→韓国の多文化家族支援センター方式がモデル？

(通所＋家庭訪問方式の併用による個別対応、
生活支援の一環としての日本語教育の位置づけ)



「日本語教育」を切り離した支援の限界が散在地域で見える

Guia de Cursos de língua japonesa de Iwate
岩手県の日本語班

いわてけんない にほんごきょうしつが いど
岩手県内の日本語教室ガイド

이와테현내 일본어 교실 가이드
Japanese Classes Of Iwate

教室名/Nome de curso/교실명/Class Name 開催日時/Data e horário/개최 일시/Date/Time 開催場所/Local/개최 장소/Location 受講料/Mensalidade/수강료/Fees 連絡先/Contato/연락처/Contact

①盛岡市/Morioka-Shi

日本語交流室じよい
毎週火曜日 13:30-16:00 (一般)
上田公民館(NHK隣)
1ヶ月 200円
Tel:019-654-5394 (南)

③矢巾町/Yahaba-Cho

日本語教室
月2回火or木19:00-
矢巾町公民館
教材費実費
Tel:090-7663-0307 (高橋)

⑦八幡平市/Hachimantai-Shi

八幡平市にほんご教室
お問合わせください
八幡平市西根地区市民センター(市役所隣)
お問合わせください
Tel:0195-78-4367 (柴田)

⑧岩手町/Iwate-Cho

沼宮内教室
第4日曜日 13:30-15:00
ゆはず交流館
なし
Tel:0195-62-2877 (田村)

⑩洋野町/Hirono-Cho

洋野町国際交流協会
随時
お問合わせください
なし
Tel:0178-88-1810 (板橋)

日本語教室いわて「和」
毎週木曜日 10:30-16:30
アイーナ 6階団体活動室
1ヶ月1,000円, 託児あり(応相談)
Tel:090-8548-7044 (佐々木)

④紫波町/Shiwa-Cho

紫波町日本語教室
毎週日曜日 17:00-18:00
紫波町立中央公民館
1回50円
Tel:090-7071-1172 (阿部)

⑨二戸市/Ninohe-Shi

日本語サポートクラブNIKK
第2、4日曜日 13:30-15:30
二戸地方振興局 1階会議室
1回 100円
Tel:090-2955-6610 (村井)
E-mail: dada1976nikk@gmail.com

⑧岩手町/Iwate-Cho

川口教室
休止中(応問い合わせ)
お問合わせください
なし
Tel:0195-62-2877 (田村)

⑫遠野市/Tono-Shi

日本語ボランティアグループ・ぼんご
第2、4日曜日 14:00-15:00
遠野市民センター
なし
Tel:0198-62-4413 (内線277)

日本語教室いっばいっば
毎週金曜日 10:30-12:30, 13:30-15:30
アイーナ 6F
1ヶ月1,000円, 学生500円
Tel&Fax:019-651-9256 (青山)

⑤花巻市/Hanamaki-Shi

はなまき日本語サポートコース「ステップ」
毎週日曜日 10:00-11:00
毎週金曜日 10:00-11:00
花巻市交流会館内
コピー代 1ヶ月100円
Tel:0198-22-4025 (穂高)

⑩一関市/Ichinoseki-Shi

日本語教室
毎週日曜日 14:00-16:00
一関公民館
なし
Tel:0191-31-1351 火・金 9:00-12:00
(一関市国際交流協会・鈴木)

⑨二戸市/Ninohe-Shi

日本語サポートクラブNIKK
第2、4日曜日 13:30-15:30
二戸地方振興局 1階会議室
1回 100円
Tel:090-2955-6610 (村井)
E-mail: dada1976nikk@gmail.com

⑬宮古市/Miyako-Shi

オーシャンズ日本語クラブ
毎週木曜日 19:00-20:00
宮古市勤労青少年ホーム
なし
Tel:0193-67-3866 (佐々木)

A.Y.C.L
毎月第1、3土曜日 10:30-12:30
アイーナ 6F または 5F
なし
Tel:019-654-8900 (岩手県国際交流協会)

⑥北上市/Kitakami-Shi

北上市国際交流ルーム
月曜～土曜 13:00-19:00
(1時間/一人:随時面接を受けて入れ)
随時(初級・中級・上級, 日本語能力試験受験対策)
北上市国際交流ルーム
1回300円, ボランティア登録料1年500円
Tel:0197-63-4497

⑩一関市/Ichinoseki-Shi

川崎21世紀国際交流クラブ
第2、4土曜日 19:00-21:00
一関市立川崎公民館
年会費 2,000円
Tel:0191-43-2253 (佐藤)

⑨二戸市/Ninohe-Shi

日本語サポートクラブNIKK
第2、4日曜日 13:30-15:30
二戸地方振興局 1階会議室
1回 100円
Tel:090-2955-6610 (村井)
E-mail: dada1976nikk@gmail.com

⑭金ヶ崎町/Kanegasaki-Cho

にほんごきょうしつ
毎月第1・3土曜日 10:00-11:00
金ヶ崎町子育て支援センター
1回200円(協会員無料)
Tel:0197-44-2099

②雫石町/Shizukuishi-Cho

日本語教室
毎週水曜日 18:30-21:00
雫石町立中央公民館
なし
Tel:019-692-2392 (関)

⑥北上市/Kitakami-Shi

ゆうの会・にほんご
毎週水曜日 13:30-15:30
一関公民館
1ヶ月 500円
Tel:0191-21-1530 (熱海)

⑩一関市/Ichinoseki-Shi

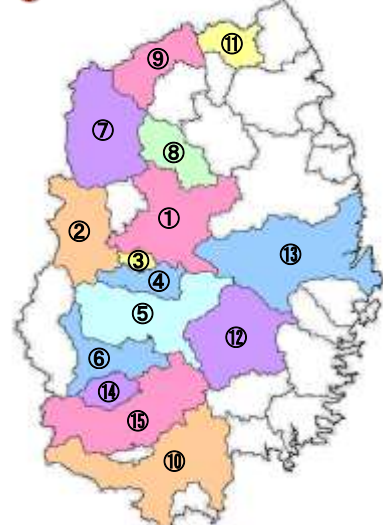
川崎21世紀国際交流クラブ
第2、4土曜日 19:00-21:00
一関市立川崎公民館
年会費 2,000円
Tel:0191-43-2253 (佐藤)

⑧岩手町/Iwate-Cho

日本語教室
隔週水曜日 19:00-20:30
室根公民館
1,500円/年
Tel:0191-64-2556 (五日市)

⑮奥州市/Oshu-Shi

アスピータ日本語教室
毎週火曜日 19:00-21:00
奥州市水沢地域交流館アスピータ
一般 1回500円, 学生・研修生 1回300円
Tel:0197-22-6111



※教室の詳細は各連絡先へお問い合わせください。

2012. 9. 28 文化庁
文化審議会国語分科会日本語小委員会
課題整理に関するワーキンググループヒヤリング

雇用政策的視点から見た 外国人雇用問題と 日本語教育の課題のとらえ方について

宇都宮大学

末廣 啓子



幅広い視点から中長期的な日本語教育のあり方を考えるご参考として;

1. 外国人労働者の受け入れをめぐる論点
～「外国人雇用問題研究会報告書」のとりまとめ時の議論を中心に～
 - ①外国人受け入れに関する日本の基本方針及び外国人労働者問題を取り巻く
中長期的な環境
 - ②外国人労働者の受け入れのあり方に関して考えておくべき基本的なこと
「外国人雇用問題研究会報告書(平成14年7月)」について
研究会での検討の目的、位置づけなど
論議の内容
2. 外国人雇用政策の視点から見た日本語教育の必要性
(すでに入国している外国人労働者等への対応を中心として)
 - ①「大人」の外国人労働者の問題
 - ②「子供」の問題
 - ③「新規学卒」=「外国人留学生の就職」の問題
- 3 まとめ 対策のあり方を考える視点^{啓子}



外国人労働者の受け入れについて

政府の基本方針

- ① 専門的技術的分野の外国人については、わが国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、積極的に受け入れを推進
- ② いわゆる単純労働者の受け入れについては、国内の労働市場にかかわる問題をはじめとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすなどにより国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応

外国人労働者の受入れについて我が国の基本的考え方

1 出入国管理及び難民認定法上の仕組み

○ 受け入れ範囲は「我が国の産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して決定。

(出入国管理及び難民認定法)

2 当面の基本的考え方

○ (国際競争力強化の観点から) 高度の専門的・技術的分野の外国人の、我が国での就業を積極的に促進。
(雇用対策法第4条)

○ 他方、単純労働者の受入れ等、外国人労働者の受入れ範囲の拡大は、労働市場の二重構造化が強まるおそれがあることに加え、労働条件等の改善を妨げ、ひいては、求人充足・人材確保を阻害。

(「雇用政策基本方針」平成20年2月厚生労働大臣告示)

○ 労働力人口の減少への対応については、まずは国内の『若者、女性、高齢者などの潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加を促進』し、『国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。』ことが重要。

(「新成長戦略」平成22年6月閣議決定)

3 将来的な対応

第2章 我が国労働市場の現状と変化

⑤外国人労働者

・・・労働力人口の減少への対応として、外国人労働者の現行の受入れ範囲を拡大するという考え方もあるが、受入れ範囲の拡大は、国内の労働者との競合・代替が生じ、若者、女性、高齢者、障害者等の雇用機会の喪失を招くことに加え、労働条件等の改善を妨げるなど、労働市場に悪影響を与える懸念があり、十分慎重な対応が必要である。さらに、単に産業上の労働力ニーズの問題として議論するのではなく、医療・社会保障、教育、治安等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、幅広い見地から総合的に検討されるべきである。

(「雇用政策研究会報告」(平成22年7月))

就労目的の在留資格（「専門的技術的分野」に該当する在留資格）

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例
教授	日本の大学もしくはこれに準ずる機関または高等専門学校において研究、研究の指導または教育をする活動	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン
投資・経営	日本において貿易その他の事業の経営を開始しもしくは日本におけるこれらの事業に投資してその経営を行いもしくは当該事業の管理に従事しまたは日本においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ）もしくは日本におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行いもしくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営もしくは管理に従事する活動を除く）	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律または会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校または各種学校もしくは設備および編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等
技術	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術または知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項および興行の項に掲げる活動を除く）	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項および興行の項に掲げる活動を除く）	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項または人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動またはその他の芸能活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等

(資料出所)厚生労働省事業主向けパンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」より
東廣啓子

【第2表】 在留資格別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

在留資格	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	構成比 (%)	対前年末 増減率(%)
総数	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508	100.0	-2.6
永住者	869,986	912,361	943,037	964,195	987,525	47.5	2.4
うち一般永住者	439,757	492,056	533,472	565,089	598,440	28.8	5.9
特別永住者	430,229	420,305	409,565	399,106	389,085	18.7	-2.5
非永住者	1,282,987	1,305,065	1,243,084	1,169,956	1,090,983	52.5	-6.8
うち留学	170,590	179,827	192,668	201,511	188,605	9.1	-6.4
日本人の配偶者等	256,980	245,497	221,923	196,248	181,617	8.7	-7.5
定住者	268,604	258,498	221,771	194,602	177,983	8.6	-8.5
技能実習				100,008	141,994	6.8	42.0
家族滞在	98,167	107,641	115,081	118,865	119,359	5.7	0.4
人文知識・国際業務	61,763	67,291	69,395	68,467	67,854	3.3	-0.9
技術	44,684	52,273	50,493	46,592	42,634	2.1	-8.5
技能	21,261	25,863	29,030	30,142	31,751	1.5	5.3
永住者の配偶者等	15,365	17,839	19,570	20,251	21,647	1.0	6.9
企業内転勤	16,111	17,798	16,786	16,140	14,636	0.7	-9.3
投資・経営	7,916	8,895	9,840	10,908	11,778	0.6	8.0
教 育	9,832	10,070	10,129	10,012	10,106	0.5	0.9
研 修	88,086	86,826	65,209	9,343	3,388	0.2	-63.7
その他	223,628	226,747	221,189	146,867	77,631	3.7	-47.1

(注) 留学は、「留学」と「就学」の合算数、技能実習は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」の合算数である。

我が国で就労する外国人のカテゴリー

我が国で就労する外国人労働者（総数 約68.6万人）の内訳

① 就労目的で在留が認められる者（いわゆる「専門的・技術的分野」） 約12.1万人

- ・ その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。
- ・ 各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能。

② 身分に基づき在留する者 約32.0万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- ・ これら在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③ 技能実習 約13.0万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④ 特定活動 約0.6万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等）

- ・ 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤ 資格外活動（留学生のアルバイト等） 約11.0万人

- ・ 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（留学生：1週28時間以内）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

（資料出所）厚生労働省作成資料 外国人雇用状況届出状況（平成23年10月末現在）

国籍別・在留資格別外国人労働者の現状

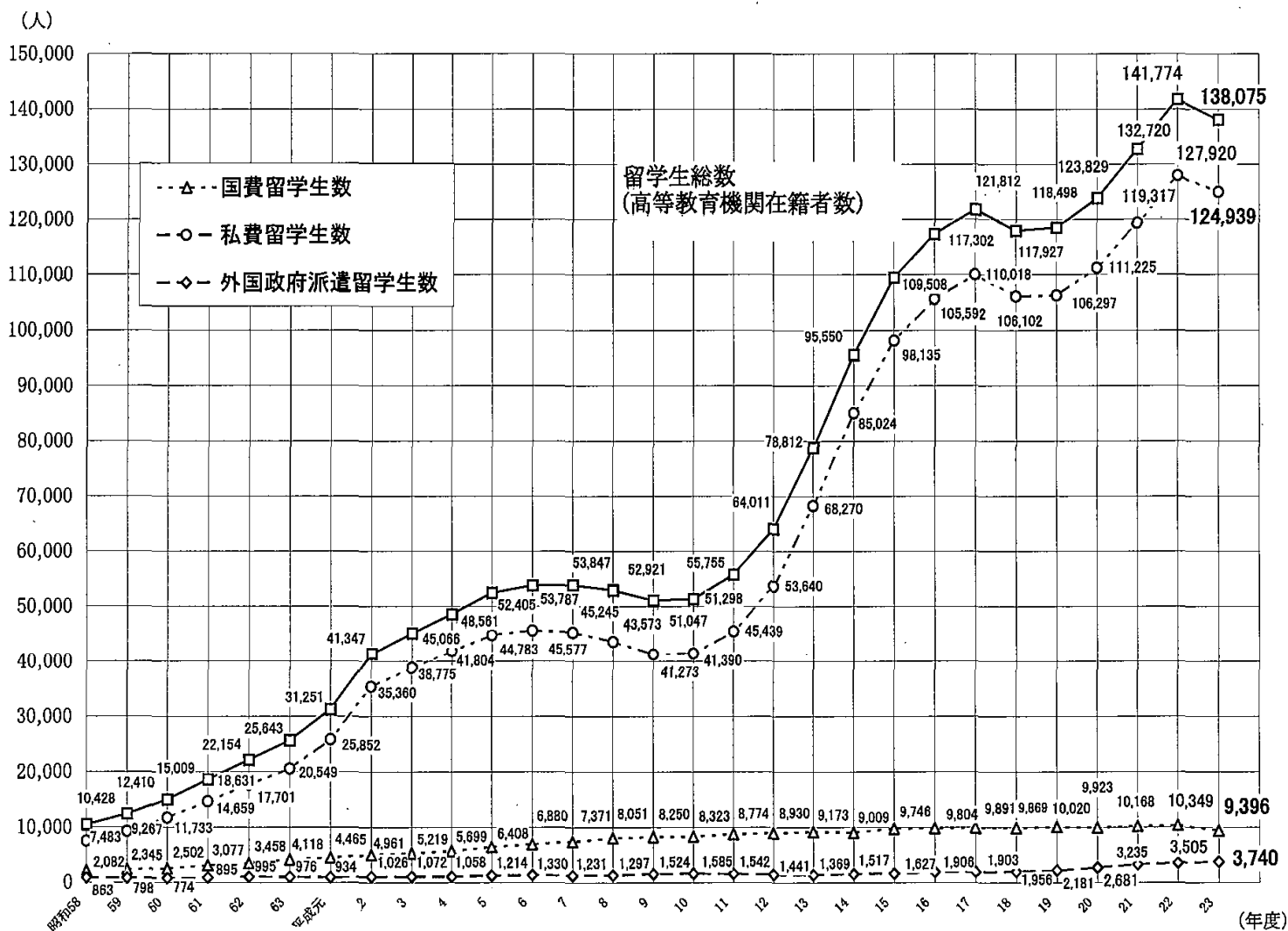
(2011年10月末現在(単位:人))

在留資格	総数	①専門的・ 技術的分野	②身分に基 づく在留資 格	③技能実習 等	④資格外活 動
全国籍計	686,246	120,888	319,622	136,055	109,612
中国	297,199	53,597	58,107	102,219	83,243
ブラジル	116,839	495	116,143	89	110
フィリピン	70,301	3,152	58,977	7,695	467
韓国	30,619	13,122	9,322	1,760	6,412
ペルー	25,036	94	24,838	55	48
その他	146,252	50,428	52,235	24,237	19,332

(資料出所)厚生労働省作成資料 (外国人雇用状況届出状況 平成23年10月末現在)

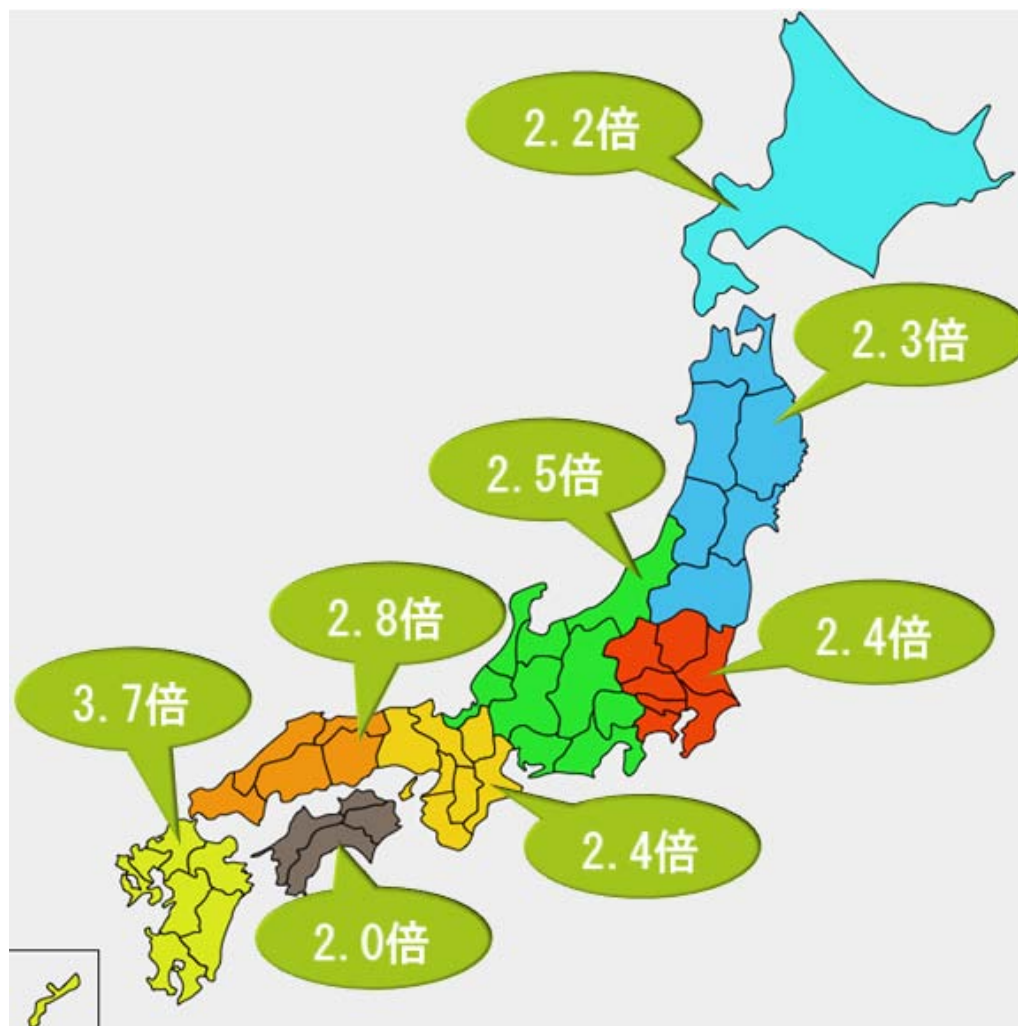
我が国における外国人留学生数の推移

- 平成23年5月現在の留学生の総数は13万8,075人で、10年前(平成13年5月)と比較して、1.8倍に増加している。



資料出所:「平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果」(平成24年1月)(独)日本学生支援機構

地域別外国人留学生の増加状況(平成11年～平成22年)

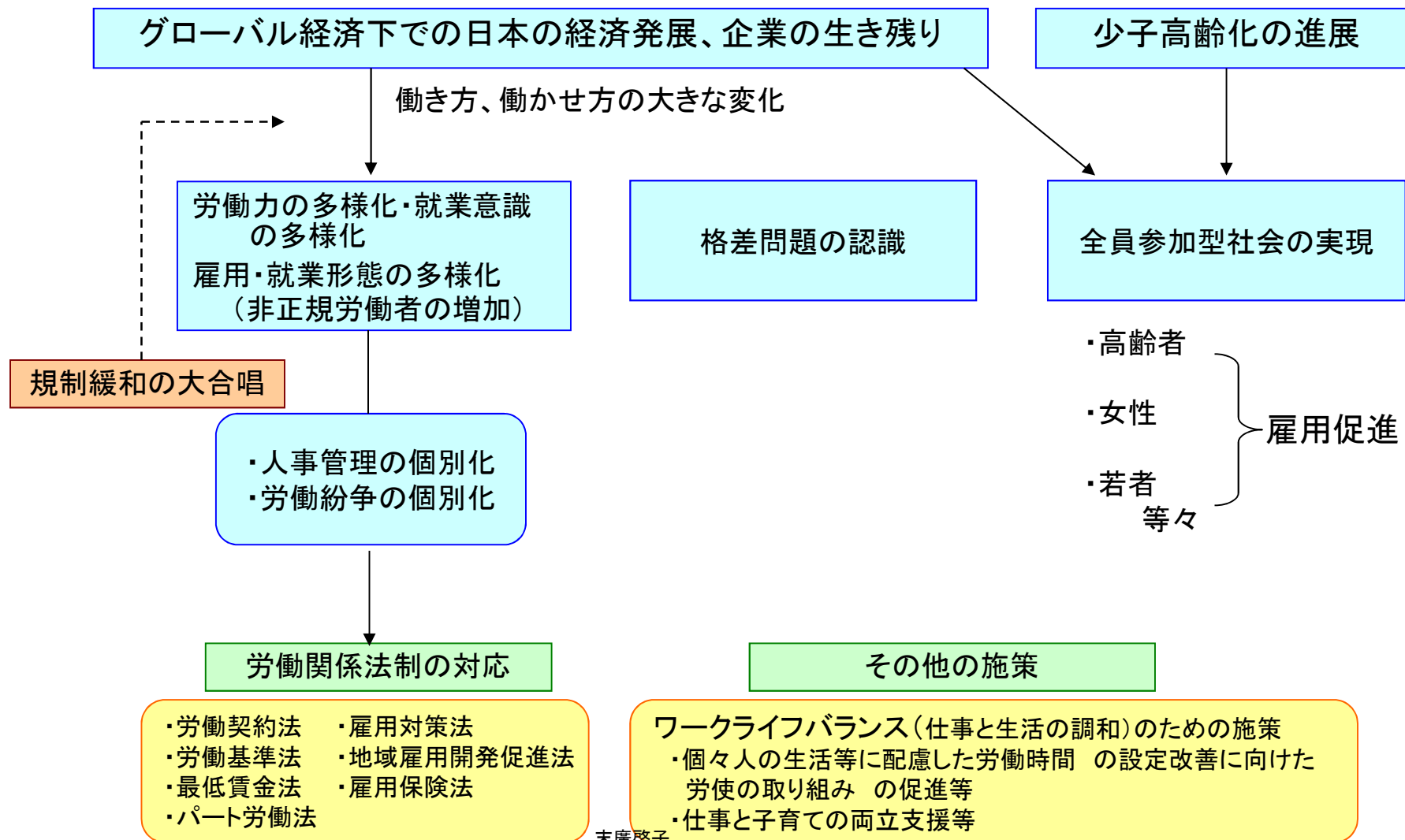


(資料出所)(独)日本学生支援機構「平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果」(平成24年1月)

末廣啓子

大きく揺れる労働のかたち

労働をとりまく状況の大きな変化

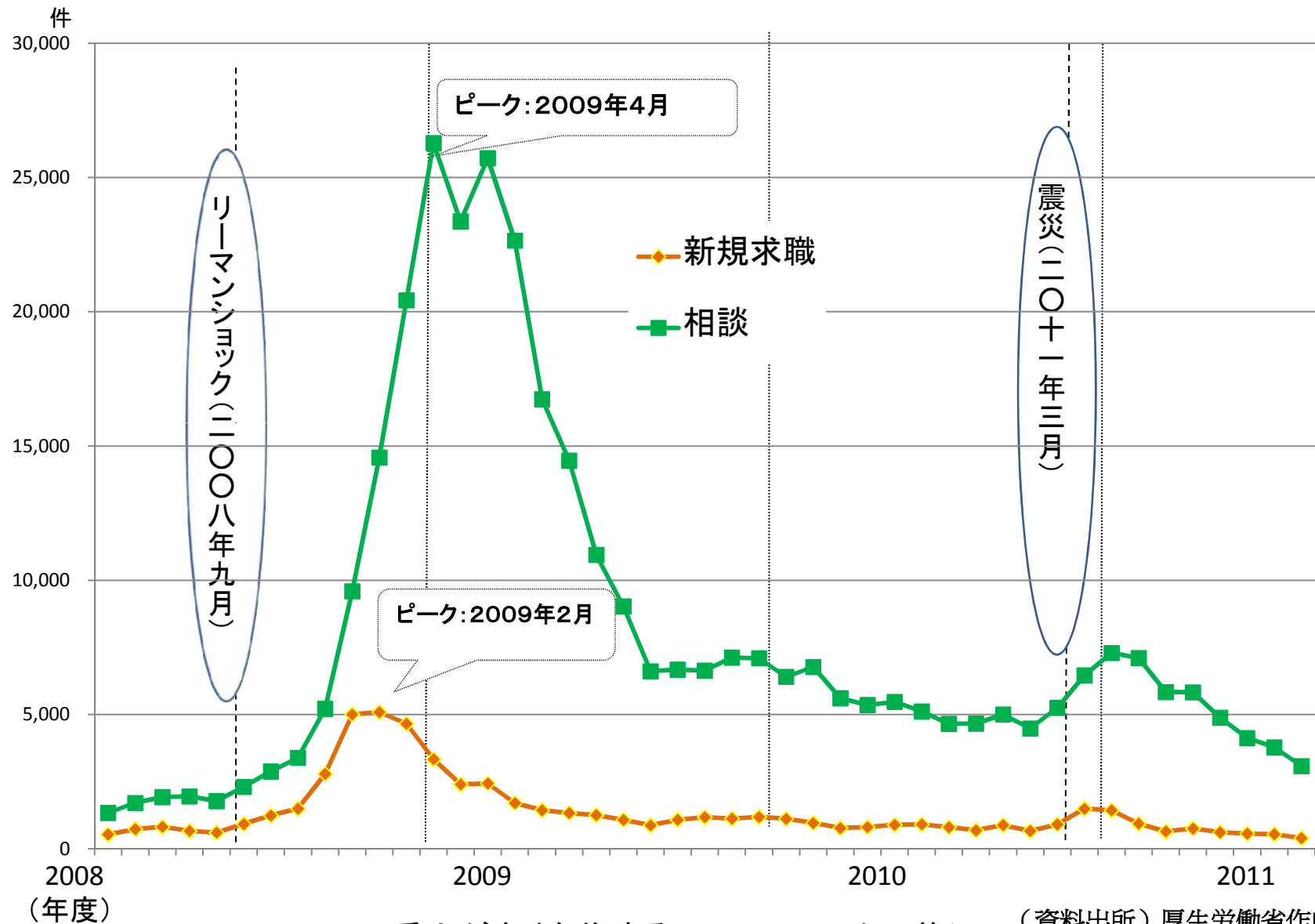


派遣・請負労働者数

	労働者数 (A)	(うち) 派遣・請負の 労働者数(B)	派遣請負の 割合 (B/A)
外国人労働者 総数	686, 246	185, 248	27. 0%
身分に基づく在 留資格	319, 622	130, 967	41. 0%
ブラジル国籍	116, 839	68, 854	<u>58. 9%</u>
ペルー国籍	25, 036	12, 430	49. 6%

(資料出所)厚生労働省作成資料 (外国人雇用状況届出状況 平成23年10月末現在)
末廣啓子

I 近年の日本の雇用情勢 ～日系人求職者の状況について～



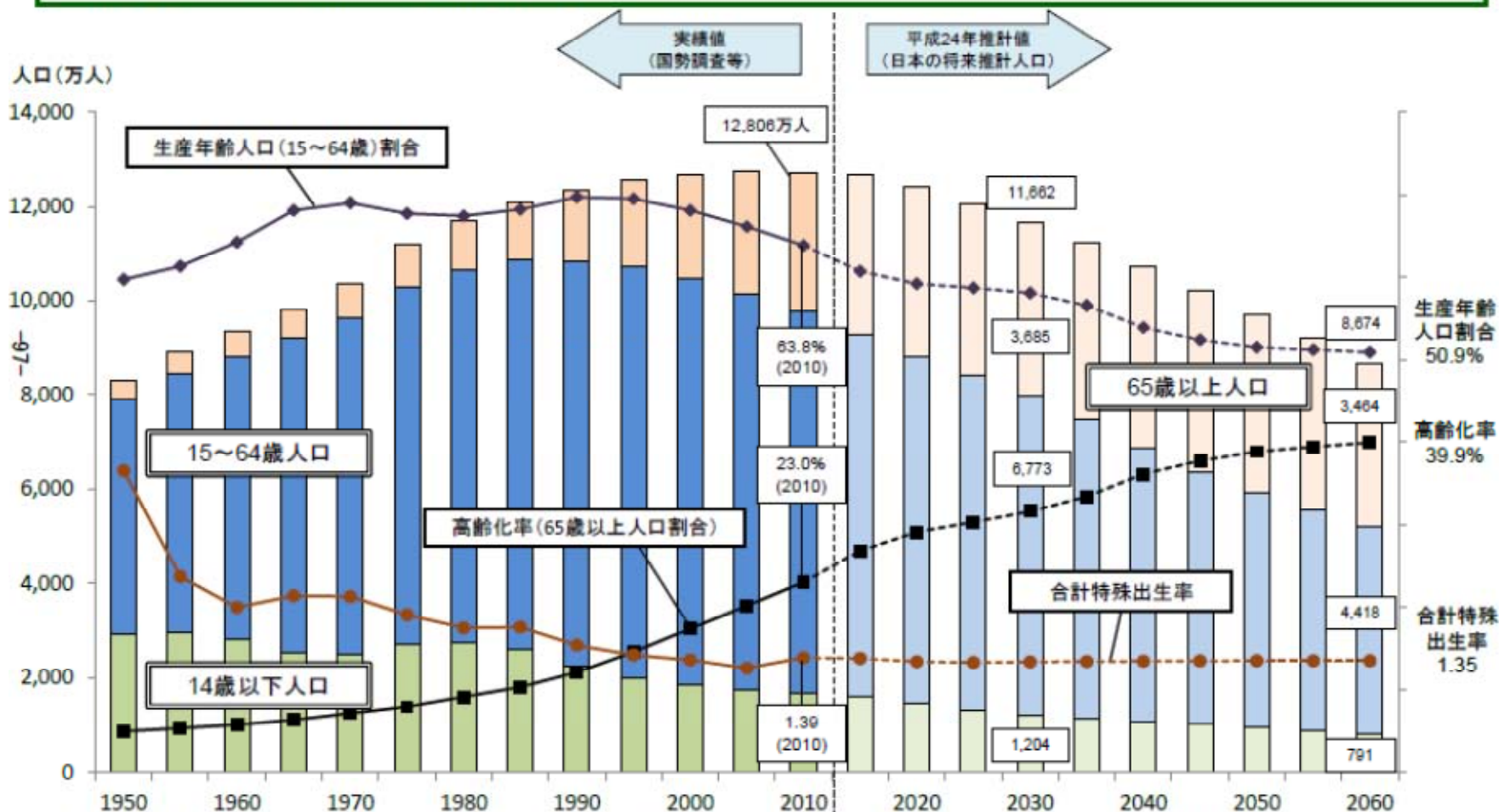
日系人求職者の求職活動は苦戦！

1. 従来の製造現場の仕事は、ほとんどないか、一部仕事に戻っても、非常に短期間の契約で不安定
2. 日本語能力の不足（特に、「読む」、「書く」力）
3. 日本人求職者との応募の競合

図表6 日本の人口の推移

平成24年 雇用政策研究会報告書 参考資料

○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

末廣啓子

(資料出所) 厚生労働省「雇用政策研究会報告書」2012.8

2030年までの就業者数のシミュレーション(男女計)



出典：2010年実績値は総務省「労働力調査」(平成22年(新)基準人口による補間補正値)、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計

※推計は、(独)労働政策研究・研修機構が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等を用いて行ったもの

※経済成長と労働参加が適切に進むケース：「日本再生戦略」を踏まえた高成長が実現し、かつ労働市場への参加が進むケース

※経済成長と労働参加が適切に進まないケース：復興需要を見込んで2015年までは経済成長が一定程度進むケースと同程度の成長率を想定するが、2016年以降、経済成長率・物価変化率がゼロかつ労働市場への参加が進まないケース(2010年性・年齢階級別の労働力率固定ケース)

「外国人雇用問題研究会報告書」(平成14年7月)について

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/07/tp0711-1.html>)

外国人受け入れの流れを整理するとともに、率直に現実の状況を分析して認識、受け入れの在り方について国民的な議論が本格化する時に向けて、幅広く様々な材料を提供することを目指したものの経験の少ない日本としては欧米各国の受け入れや「社会統合」の実態と問題点及び関連法制度も参考にするために大規模に調査も実施

外国人雇用問題研究会

- | | | | |
|---|----|-------|------------------|
| | 委員 | 伊藤 正一 | (関西学院大学経済学部教授) |
| ◎ | 委員 | 岩村 正彦 | (東京大学法学部教授) |
| | 委員 | 玄田 有史 | (東京大学社会科学研究所助教授) |
| ○ | 委員 | 佐藤 博樹 | (東京大学社会科学研究所教授) |
| | 委員 | 中村 二郎 | (東京都立大学経済学部教授) |
| | 委員 | 山川 隆一 | (筑波大学社会科学系大学院教授) |

(注)◎は座長、○は副座長、五十音順

本報告書の諸外国の外国人労働者受入れ制度の調査については、在外公館等の協力を得て、関西学院大学経済学部 井口泰教授、日本労働研究機構 呉学殊研究員、外国人雇用対策課員等が行った。

末廣啓子



目次

第1章 国際的な労働移動をめぐる環境の変化

1. 我が国が置かれている環境の変化
2. 送出国における経済・社会状況の変化
3. 他の受入れ国における経済・社会状況の変化

第2章 外国人労働者受入れ制度の見直しの必要性

1. 現行の外国人労働者受入れ制度の概要
2. 現行の外国人労働者受入れ制度の下における問題点及び課題
3. 外国人労働者受入れ制度の見直しの必要性
4. 外国人労働者受入れの在り方を検討する際に考慮すべき点

第3章 外国人労働者受入れ制度を考えるに当たっての視点

1. 受入れの範囲を検討する際の視点
2. 受け入れられる外国人労働者の質と量に影響を及ぼす要因を検討する際の視点
3. 受入れの仕組みを検討する際の視点

第4章 各国の外国人労働者受入れ制度の比較

1. 各国の外国人労働者受入れ制度の概要と特徴
2. 各国における制度運用の実態と効果
3. 各国制度の総合的なメリットとデメリット
(別表)各国の外国人労働者受入れ制度の概要

第5章 想定される我が国の外国人労働者受入れの在り方

1. 受入れの目的
2. 受入れの基本的な考え方
3. 受入れの範囲等
4. 受入れ施策の在り方
5. 受入れの実施に当たっての前提として考慮しておくべきこと



4. 外国人労働者受入れの在り方を検討する際に考慮すべき点


外国人労働者受入れの在り方を検討する際には、外国人労働者の受入れについて長い歴史を持つ欧米諸国の経験に照らして見た場合、以下の3つの点に留意しながら議論を行う必要

a. 経済や社会の在り方を含めた「国家」の在り方が、外国人労働者受入れの在り方の前提となるものであること

例えば、外国人労働者を受け入れて高い経済成長を実現することをめざすのか、移民を受け入れることによって国を発展させる移民国家としての道を歩むのか、その際「日本人」をどう定義するのか、外国人労働者を受け入れた場合に生じやすい職業や社会の階層化を是認するのか等、将来にわたり、どのような国家像、国民像を目指すのかは外国人労働者受入れの前提である。

b. 外国から「労働力」を求めたとしても、受け入れるのは「人間」であること

入国した外国人労働者は、とりわけ長期に在留する場合には、家族とともに日本の社会で、日本人と同様に生活をする。また、当初、短期の滞在を前提に入国した場合でも、日本での生活基盤ができるにつれ定住化していく。そうした視点から必要な制度、施策、そのためのコストなどを考えていく必要がある。実態としても、いったん外国人労働者を受け入れた場合、受入れ国の一方的な都合で受入れを停止あるいは帰国させることは困難である。一方で、帰国していく外国人労働者が円滑に帰国後の生活に適応できるような配慮も必要である。



c. 外国人労働者受入れには様々な問題が伴い、受入れ国はその解決に向けて絶えず努力を続ける必要があること

我が国は、外国人労働者の受入れの経験が極めて少ないことから、受入れ経験の長い欧米先進国の経験は非常に参考になるものである。しかし、それらの国においてさえ、自国民に比べて外国人の失業率の高さ、人種差別問題の発生、宗教の相違からくる諸問題の発生など、未だその社会的統合が大きな課題となっているほか、不法就労問題、難民の受入れ問題、国内労働市場における自国の労働者との競合問題など数多くの課題を抱えて、試行錯誤と努力を続けている。



7つの基本的事項

以上のことを踏まえ

我が国における外国人労働者受入れの在り方を検討する際に考慮すべき基本的事項を列挙すると以下のとおりである。

① 国の在り方や中長期的な政策の方向性との整合性の確保

外国人労働者の受入れは、目指すべき国家の在り方を踏まえ、中長期的な産業政策や少子・高齢化対策等の様々な政策との整合性を確保することが必要である。

② 国内労働市場政策の優先

外国人労働者の受入れの必要性を考える際には、まず、就労を希望する国内の女性・高齢者等が働きやすい環境を整備することや国内労働者の能力開発などの国内労働市場政策を実施することが必要である。また、省力型技術開発の促進などによる労働力不足解消の効果についても考慮すべきである。

③ 国内労働市場への悪影響の防止

外国人労働者の受入れに当たっては、国内労働市場への影響を十分に考慮し、国内労働者の雇用機会の縮小や賃金の低下などの労働条件の悪化につながることはないようにすべきである。

④ 国内産業への悪影響の防止

外国人労働者の受入れは、労働力不足を解消し経済社会の発展に寄与する場合がある一方で、受入れ方によっては、劣悪な労働条件や低生産性の産業・企業を温存するという我が国の経済発展にとって望ましくない効果をもたらす可能性もある。よって、外国人労働者の受入れにより、本来なされるべき雇用環境の設備投資による生産性の向上等、産業構造の高度化が阻害されることのないようにすべきである。

⑤ 我が国社会の在り方と日本人のアイデンティティについての合意

外国人労働者を受け入れるに当たっては、とりわけ長期間の滞在を認める場合には、我が国の社会の在り方と「日本人とは何か」について改めて国民のコンセンサスを得ることが必要である。さらに、それに基づいて、受け入れた外国人に対する教育、言語、文化、宗教等のアイデンティティに関わる基本的な諸分野における政策の在り方が決まってくる。

⑥ 受入れに伴う様々な社会的コストの負担についての合意

外国人労働者といっても、受け入れる際には単に労働政策のみならず、年金や医療保険などの社会保障や住宅問題、子弟の教育問題など社会的統合の促進のための様々な施策を検討し、実施することが必要となってくる。その在り方とコスト負担についての国民のコンセンサスが必要である。

⑦ 外国人の人権や外国人のアイデンティティへの配慮

入国した外国人については、日本人と同様に基本的人権が保障されるべきであり、また、外国人としてのアイデンティティを認め、日本社会で共生していくための配慮が必要である。



2. 外国人雇用政策の視点から見た日本語教育の必要性 (すでに入国している外国人労働者への対応を中心として)



①「大人」の外国人労働者の問題；


職業生活、人生全般にわたり影響

職業選択の幅

職場での労働者保護（雇用のルール、安全衛生面での危険防止等）

職場でのコミュニケーションの円滑化

職業能力の向上とキャリア形成

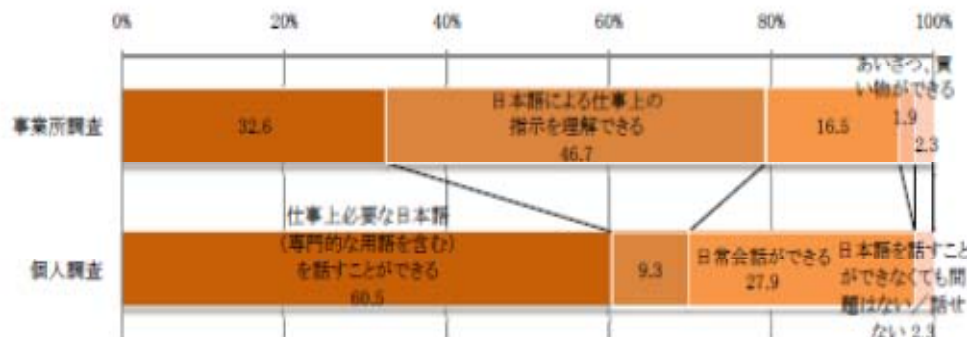


外国人正社員の採用要件を業種別に集計した結果、教育、学習支援業を除くすべての業種で日本語能力を採用要件としてあげる比率が高い。
また、製造業に変わる日系人労働者の就業先として医療、福祉関連仕事が目立っているが、ここでは「専門的知識」、「仕事上必要な資格の有無」が要件としてあげられており……、……従業員規模別に集計した結果も、従業員規模を問わず、「日本語能力」が採用要件として挙げられている……

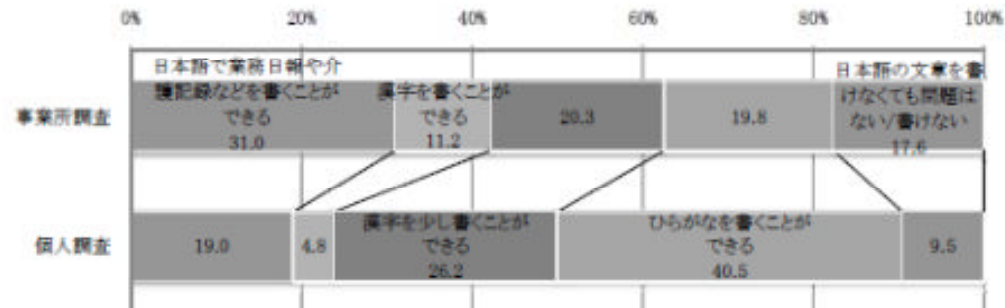
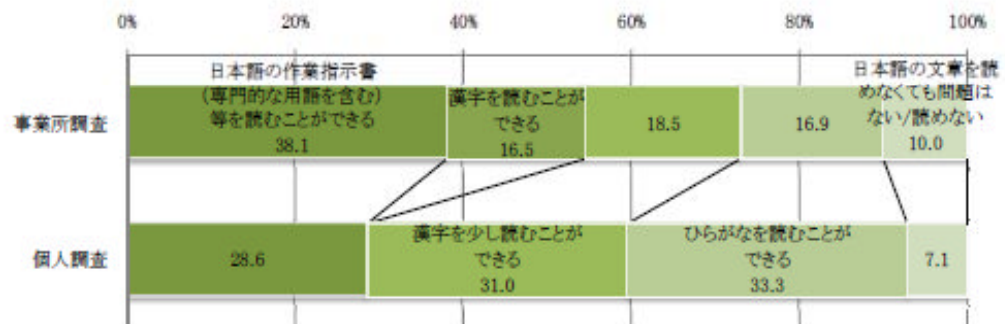
独立行政法人労働政策研究・研修機構「日系人労働者の就労実態調査結果」2011.3、 pp35-36



第 6-1 図 事業所が求める日本語能力と日系人の日本語能力の比較(会話、N=43)



第 6-2 図 事業所が求める日本語能力と日系人の日本語能力の比較(読解、N=42)



(資料出所)独立行政法人労働政策研究・研修機構「日系人労働者の就労実態調査結果」2011.3
末廣啓子

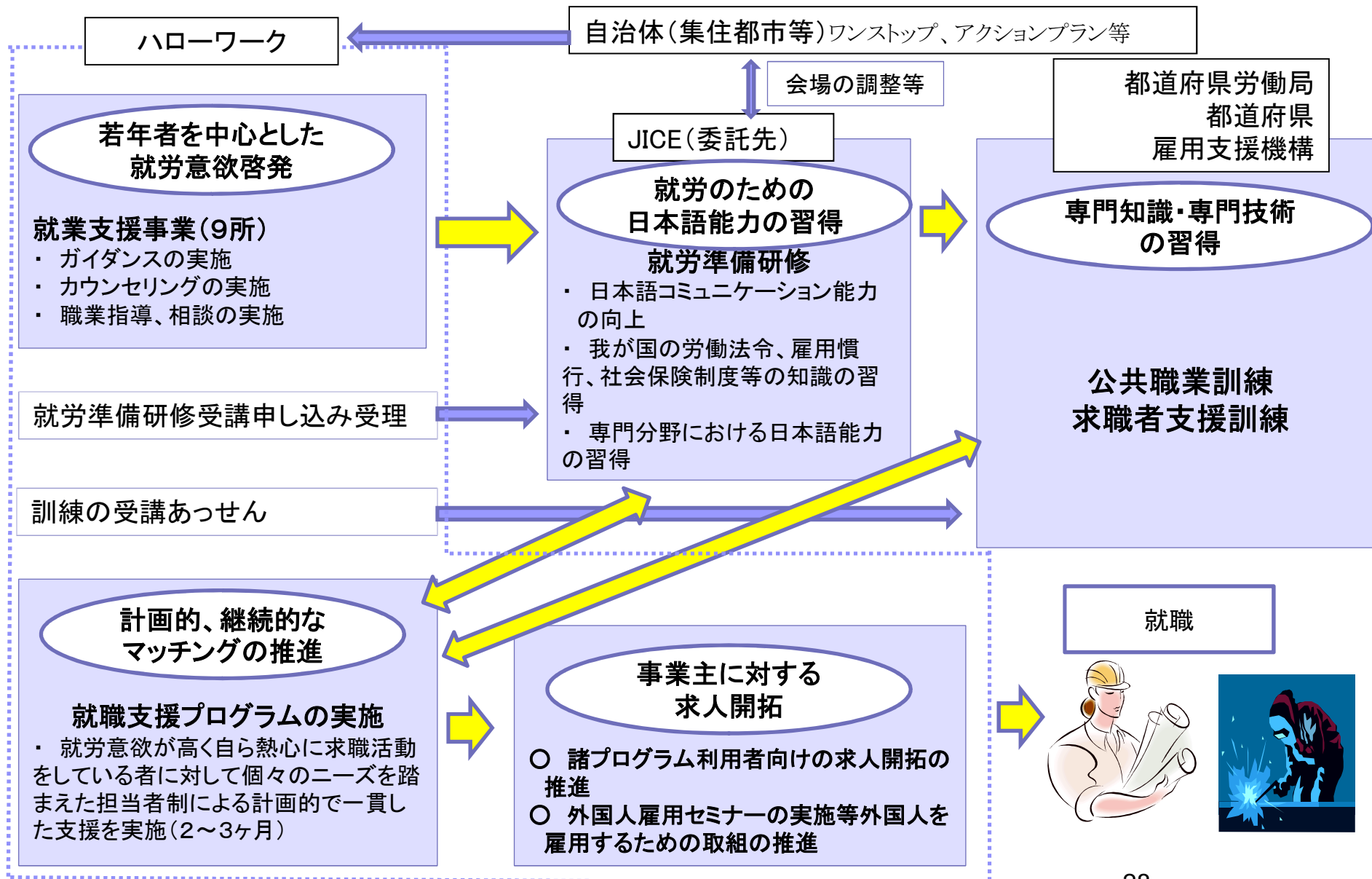


日本語に関連した政府の外国人雇用対策

厚生労働省資料より

ハローワークと関係機関の連携による定住外国人に対する就労支援 及び職業訓練の強化について(フロー図)

ハローワーク、自治体等関係機関の連携強化のため連絡会議を設置



日系人就業準備研修事業の概要

事業目的

日系人が集住する地域において、安定就業への意欲及びその必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした就業準備研修を専門的なノウハウを有する機関へ委託して実施することにより、就業に必要な知識やスキルを習得させ、円滑な求職活動を促進し、もって安定雇用の促進を図るものである。(平成21年度より実施)

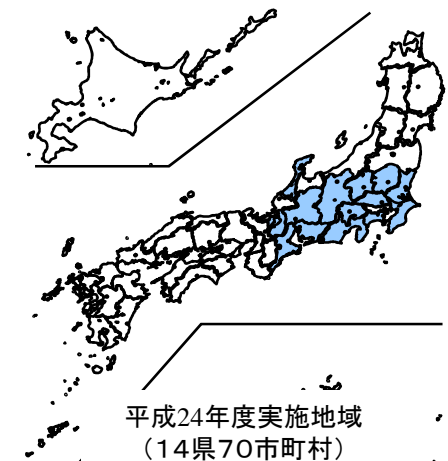
研修内容

受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定

- ・ 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
- ・ 履歴書の作成指導、面接シミュレーション
- ・ 専門分野（介護現場）において使用する日本語の習得

研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置



ハローワークと関係機関の連携による定住外国人に対する 就労支援及び職業訓練の強化について

課題

日系人等の定住外国人(※)は、派遣・請負といった不安定な雇用形態で働く者が多く、一旦失業した場合には、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であることに加え、これまでの職業経験の蓄積が十分でないといった問題などから、日本企業で広く安定的な職業に就くためのスキルを身につけているとは言えず、日本人労働者に比べて特に脆弱な立場に置かれている。

※ ここでは「日本人の配偶者等」、「定住者」、「永住者」、「永住者の配偶者等」といった身分に基づく在留資格により在留する外国人をいう。

課題への対応

○ このように不安定な雇用形態で働く労働者のための対策の指針となる「望ましい働き方ビジョン」(平成24年3月)をとりまとめ、非正規雇用で働く労働者の雇用の安定・公正な処遇の確保と人材育成の観点から、平成25年度から、企業内での非正規雇用の労働者のキャリアアップを支援する「有期・短時間・派遣労働者等安定雇用実現プロジェクト(仮称)」の推進、ハローワークにおける事業主への雇用管理改善の指導援助体制の強化等を図ることとしている。

○ 特に、日系人等の定住外国人については、これらの取組みとあわせ、日本語能力が不足していること等、外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組みを進めることが、適正かつ安定した就労につなげていく上で重要になる。

平成25年度における取組

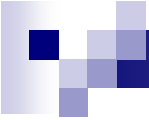
○ 労働局が主体となって関係機関(都道府県能力開発主管課、外国人集住地域の市町村、職業訓練機関、日系人就労準備研修委託団体等)との連携を強化し、職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。

○ 各地域のニーズ等を勘案しつつ、日系人等の定住外国人に配慮した職業訓練の機会の確保、日系人就労準備研修と職業訓練の開催時期を連動させる等の取組みを進め、就職率の向上につなげる。



②「子供」の問題;

日本語できない、居場所の確保
非行
将来にわたるキャリア形成



○不就学者の状況

- ・外国人集住都市における不就学者の割合29市
外国人登録者数12,804人(就学年)
うち 不就学児童 84人
(袋井市19人、美濃加茂市15人、太田市9人)
(H21文部科学省調べ)

○非行の状況

- ・来日外国人少年刑法犯検挙件数
平成20年→22年
667件→909件(増加率36%)
※平成14年をピークに減少傾向にあったが、
21年に再び増加(H21は1,087件)
(出典:警察庁「H22年来日外国人犯罪検挙状況」)

○外国人被保護人員

- ・生活保護受給者のうち世帯主が日本国籍を有しない世帯の被保護人員
平成12年→22年(月平均)
約3.3万人→約6.9万人 ※

※被保護世帯人員の中には、例えば、日本人の妻等も含まれていることに留意。また、被保護実人員に占める割合は平成12年度約3.1%から平成22年度約3.5%へと微増。

(出典:厚生労働省「福祉行政報告例」平成22年度)

(資料出所)厚生労働省



③留学生の就職問題

就職をめぐる実態と問題点 特に地方の実態
国の方針として受け入れ促進しているが、各大学等での
出口対策・支援は万全か

**「グローバル人材」の議論が盛んであるが、特に地方にいる
数多くの留学生と地場の企業の実態はどうなのか？
その実態を踏まえたグローバル化の推進と、留学生の
就職促進に向けた支援のありかたは？**

(以下、栃木県における留学生と企業の実態調査結果から)

(末廣啓子「留学生の日本での就職を阻害する要因に関する研究—キャリアデザインの視点から—」
21～23年度科研費補助金研究成果報告書2012.3)



＜外国人留学生の課題＞

昨今の留学生はどんなタイプが多いのか??

若く、高校卒業と同時に来日するものが多い。同年代の日本人学生と共通の特徴を持つ留学生たち(留学動機、価値観等も)母国での生活基盤や経験少ない。

ライフプラン、キャリアプランをどう作っていくのか、アイデンティティをどう確立するか・・・同世代の日本人学生以上に大きな課題をかかえている。

母国の労働市場やビジネス社会も未知の世界。

母国と留学先の間での立ち位置が見えにくい学生も少なくない。

そのなかで日本の就職事情を理解しながら自らのキャリア形成を図っていく必要がある。(グローバルに活躍するというよりも、4割は馴染んで暮らしやすい県内での就職を希望)

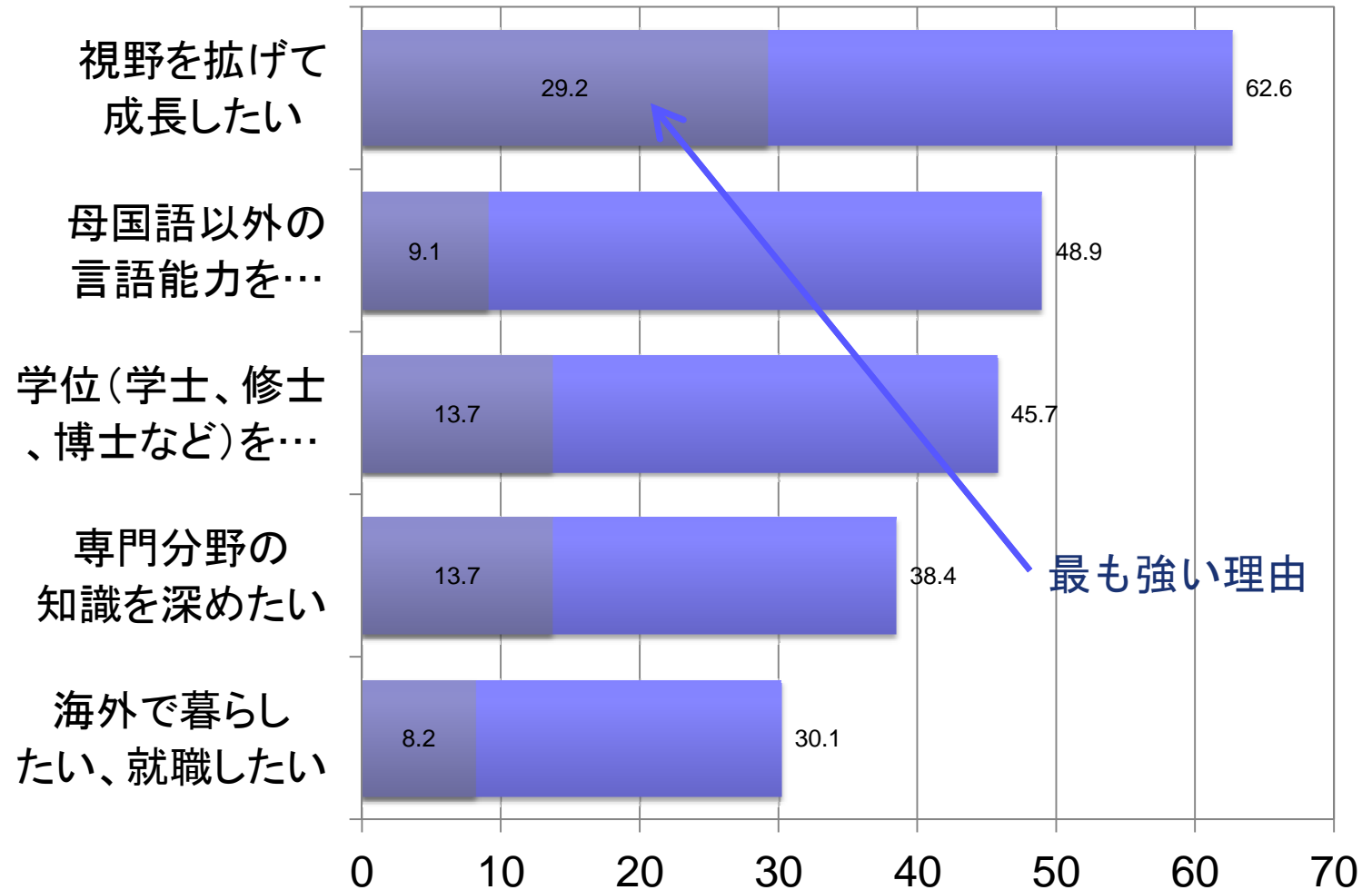


これは日本人学生と共通の課題でもあり、さらに、それ以上の支援が必要ということでもある。

留学の動機における特徴

母国以外で学びたいと思った理由

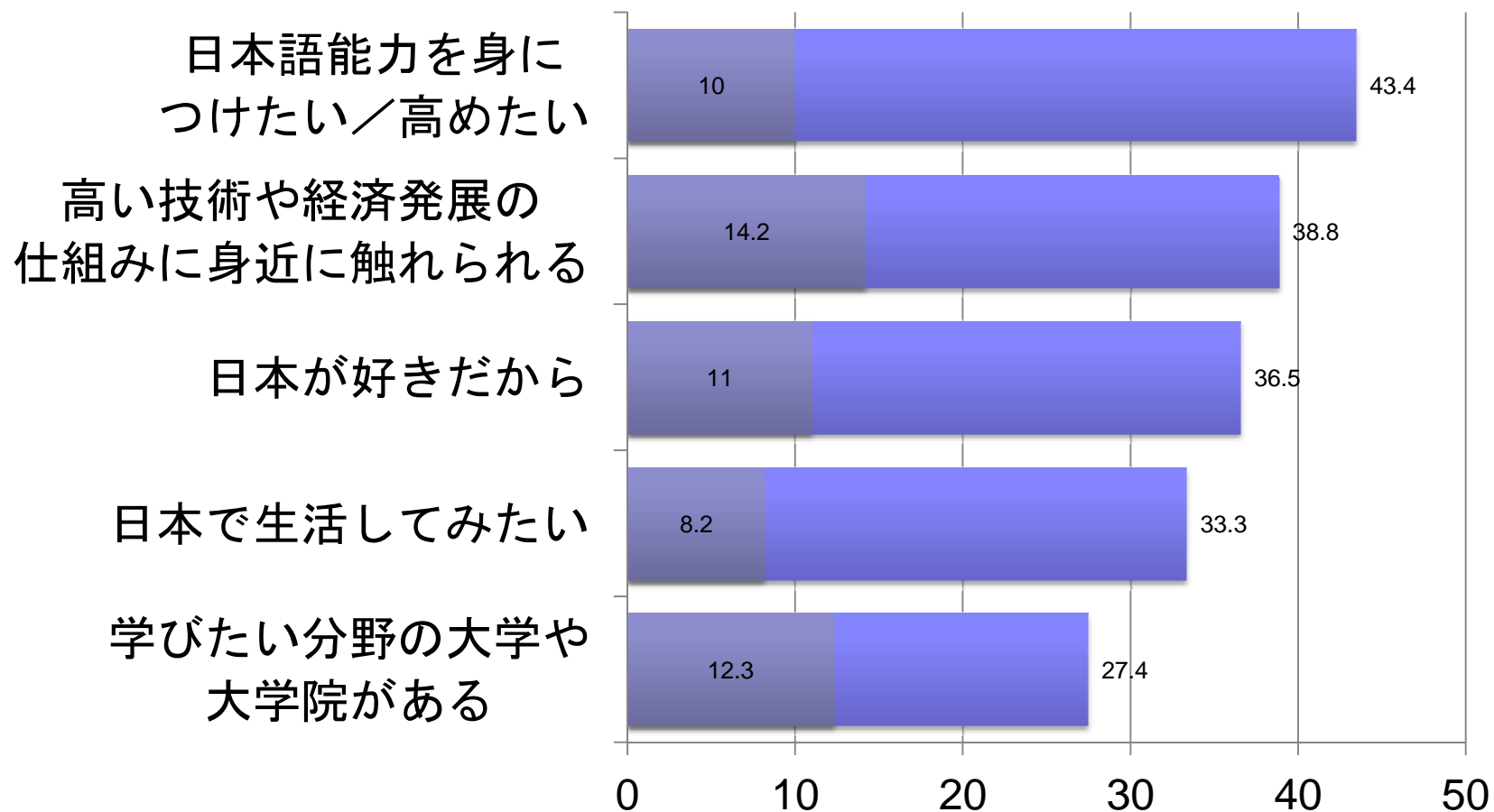
(N=219、30%以上を抜粋)



留学の動機における特徴

日本に留学しようと思った理由

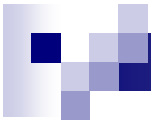
(N=219、30%以上を抜粋)



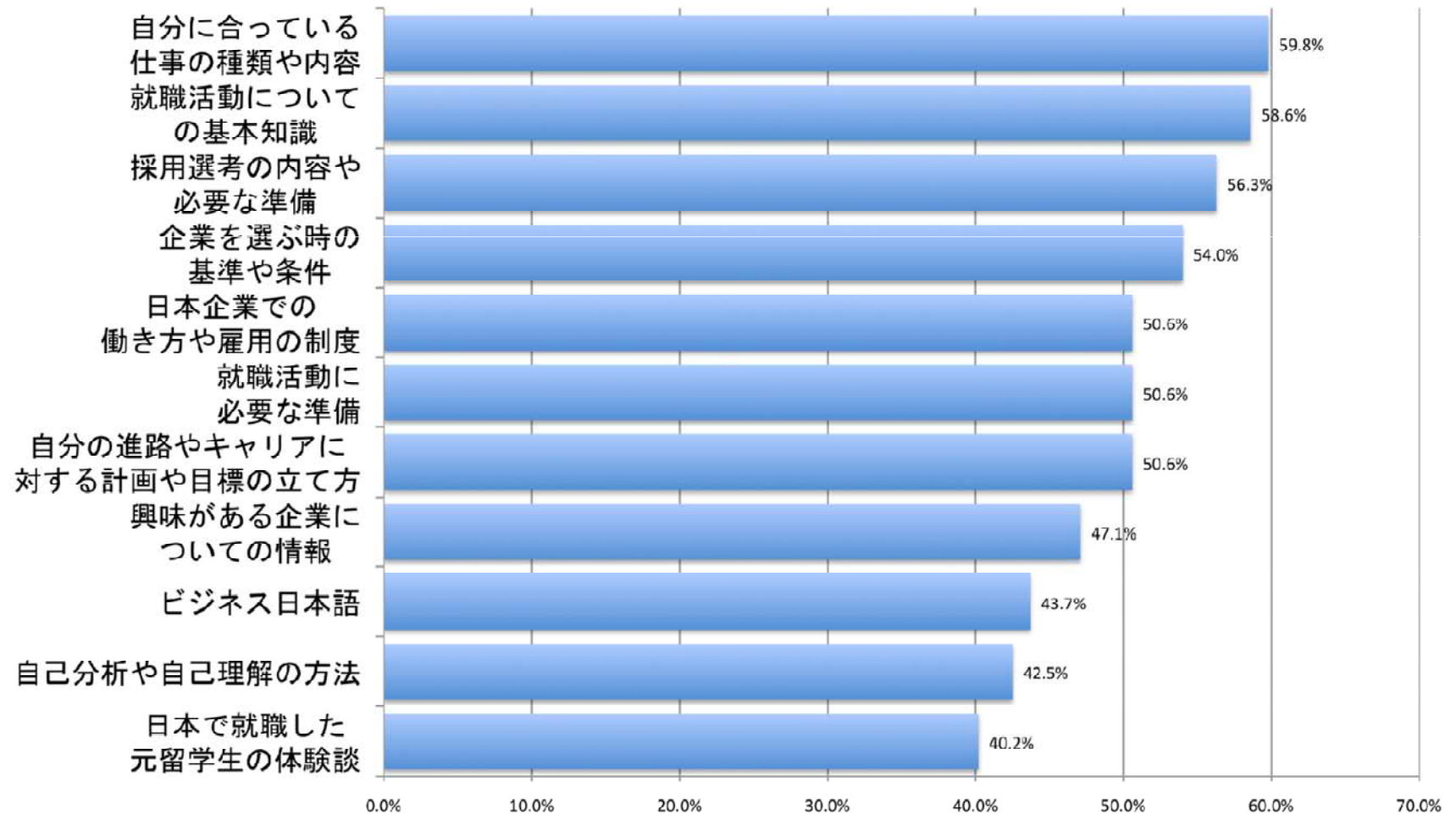
留学生意識調査による日本語関連項目の回答状況

栃木県内全大学(短大・高等専門学校含む)に在籍する留学生768名を対象に実施、有効回収数354(回収率46.1%)。そのうち、4年制大学の正規生(医学生を除く)219名のデータ集計したもの。(調査票該当配布数539、回収率40.6%)

- ・留学生・留学で最も成果を得たもの
最も多い回答(複数回答) 日本語能力(66%)
- ・日本での就職にいかせると思うもの
最も多い回答(複数回答) 日本語能力(62%) 母国語は29%
- ・内定確保に必要なだと思うこと
最も多い回答(複数回答) 日本語能力(64%) 2位の業界・企業の情報は53%
- ・企業は日本語は必要と考えているが、それだけをもとめているのではないこととのミスマッチ？
- ・留学で得たものは、日本語というような「わかりやすい」目標以外になかったのか(経験や強みに関する選択肢も用意されていたが回答が少ない。認識ができていない?)
- ・……次頁「就活にあたって知りたいこと」の図参照……基本的な早期からの体系的な「キャリア教育」必要
- ・就職活動にあたって、「情報の収集」に苦勞したとしてその必要性が高く認識されていること、日本人の友人や先輩が相談者として留学生同士と並んで役立っていると評価されていること、学内外のネットワークが重要であること、が明らかになったが、これらいずれも日本語でのコミュニケーションが重要。
- ・日本の産業や企業で働くという点から考えて必要な日本語とその背景としての知識がどれだけ大学の日本語教育の場で教えられているか？



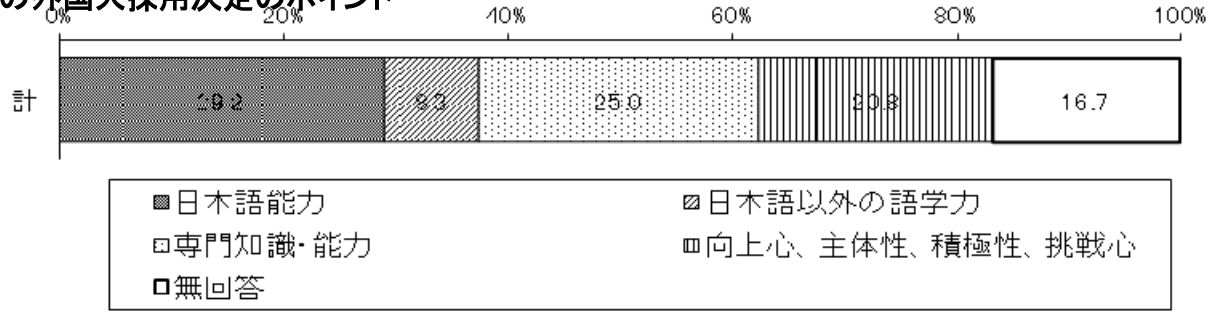
就職活動をするにあたって知りたいこと (複数回答 N=87 4割以上を抜粋)



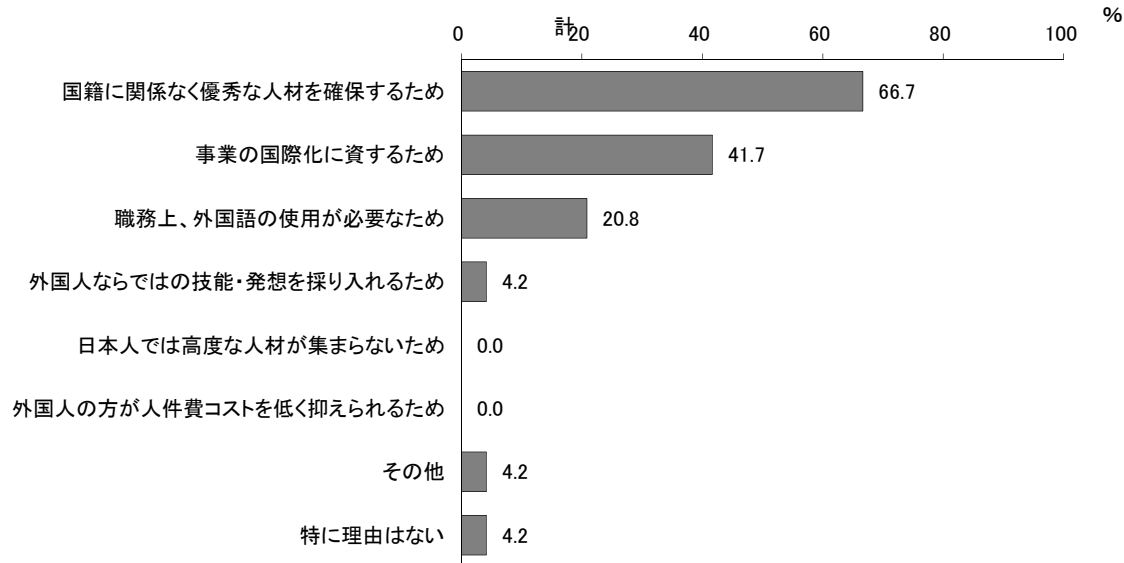
企業調査結果から

(栃木県内企業101社の回答状況)

地場企業の外国人採用決定のポイント



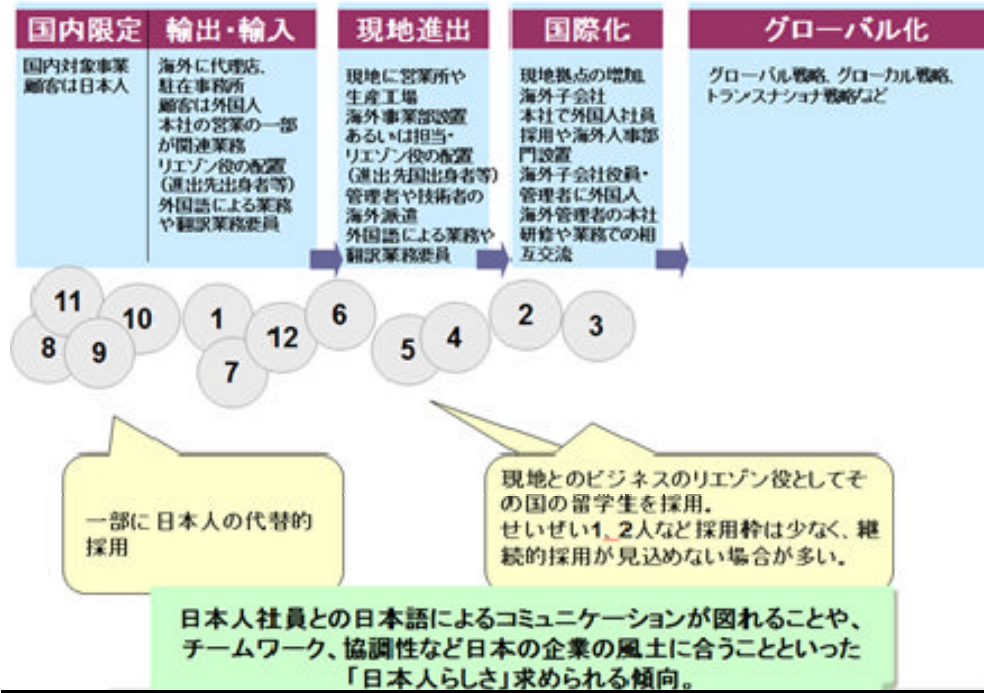
採用理由



(資料出所)末廣啓子「留学生の日本での就職を阻害する要因に関する研究—キャリアデザインの視点から—」科研費補助金研究報告書2012.3
第3章第2節アンケート調査結果「栃木県の企業における外国人留学生の採用・雇用の実態と意識に関する調査」


末廣啓子

企業のグローバル化の進展と留学生雇用の状況



	業種	外国人 留学生数		業種	外国人 留学生数		業種	外国人 留学生数
1	農業機械製造	2	2	自動車部品製造	2	3	医療用機器製造	25
4	医療用機器製造	2	5	医療用機器製造	(1)	6	食品機械製造	2
7	食料品製造	1	8	スーパーマーケット	(1)	9	福祉施設	アルバイト2
10	学習塾	インターン 生1	11	食堂運営、 ケータリング	0	12	金融	1

()は以前に雇用していて現在はいない



地方圏におけるさらなる留学生の就職可能性；

①いわゆる「グローバル企業」や「企業のさらなるグローバル展開」の中で留学生が就労の場を得て活躍すること。その場合は、「日本人らしい」留学生ではなく、個別の国籍を問わない「グローバルな人材」としての能力を持つ人材が求められ、教育の在り方も問われる。

②地方圏の現実問題として、①以外の、グローバル企業の段階に至らない国内限定の事業を行っている多くの地元企業においても、就労の場を得て活躍する可能性があること。取引先や顧客の国際化など、こうした企業においても様々な形で国際化、グローバル化が進展することが見込まれる。また、少子高齢化による若年労働力不足の中で優秀な人材を獲得すると言う意味からも、地元にいる地元にあこがれを持つタイプの留学生の雇用はひとつの有力な可能性となる。

この場合は、日本語、チームワークなどの「日本的」な要素への対応はより一層必要。

企業サイドも、経営・人事戦略・方針の明確化と発信、人事管理の複線化等の多様性への対応策が必要



3. まとめ

① 経済・産業、社会の動向を踏まえた時間・空間的な広がりの中での対策の位置付け

ex. 外国人を受け入れる意味の問い直し

国内労働市場における日本人と日系人等の労働者との関係

外国人留学生などの高度人材受け入れの企業への働きかけや支援の意味づけ など

つまるところ、国益に基づく国内政策の在り方・戦略の問題

② ①から、施策連携の必要性増

ex.外国人留学生にどのような観点でどのような日本語を教えるのか

③ 日本語教育のより強力な実施

ex. 入国管理との連動なども。その際上記①②必要